

第5章 基本構想推進のために

第1節 協働によるまちづくり

これからの本格的な地方分権社会においては、地域のことは自らが決定し、その責任も自らが負うという視点に立って、まちづくりを進めることが求められます。そのため、まちづくりのあらゆる場面において、市民や事業者の参画を促進するとともに、市民、事業者、行政が各々の役割を分かち合う、協働によるまちづくりを進めます。

第2節 地域の特性を生かしたまちづくり

市民の日常的な活動の多くは、身近な生活圏を中心に展開されており、市民のニーズにきめ細かく対応するとともに、市民の自主的なコミュニティ活動を促進するためにも、地域ごとにさまざまな分野の施策を相互に連携させて総合的に進めることが必要となります。そのため、市民の参画の下で地域別計画を策定し、地域ごとの特性を生かしたまちづくりを進めます。

第3節 計画的な行財政運営の推進

社会経済状況の変化の下で、多様な市民ニーズに応え、地域の特性を生かしたまちづくりを市民とともに進めていくためには、計画的な行財政運営の推進が必要です。

そのため、柔軟で機能的な行政組織の確立と職員の資質の向上を図ります。また、地方分権にふさわしい地方財政の確立を国に求めるとともに、自主財源の確保に努めます。さらに、行政評価に基づく効率的・効果的な施策の実施と迅速な見直しを図り、健全な財政運営に努めます。また、基本計画の進行管理については、市民と行政が協働して点検する仕組みを検討します。

一方、広域的に取り組むことによって、行政の効率化と行政サービスの向上が図られるものについては、近隣市や国、府などの関係機関との連携を進めます。

